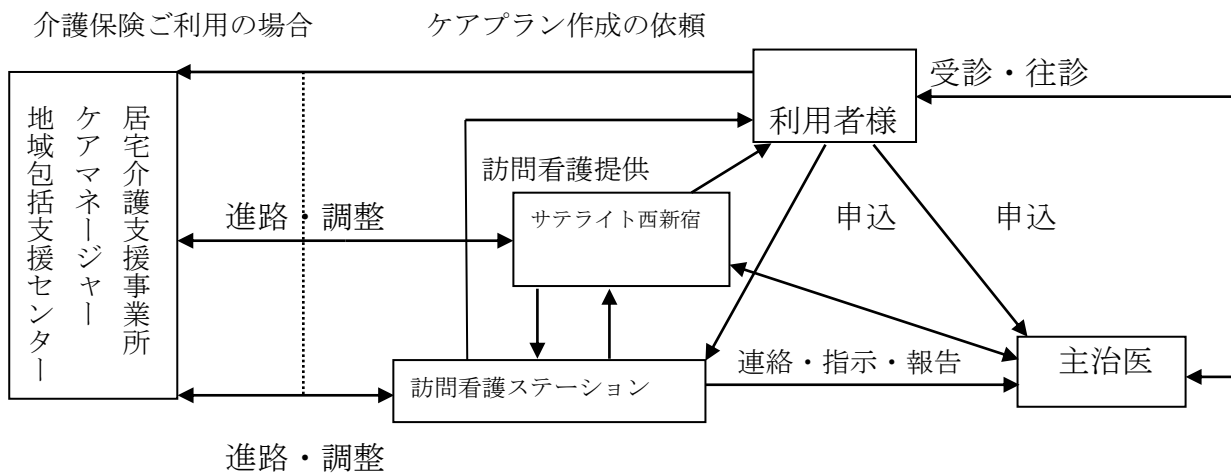


重要事項説明書

きらら訪問看護ステーション

1、（予防）訪問看護のお申込からサービス開始まで



（予防）訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方に看護等を提供させて頂くサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度でご利用される方もいます。主治医の治療方針やケアマネージャーのケアプランに沿って、他のサービスと連携しながらサービスを提供させていただきます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネージャーにご相談下さい。

（予防）訪問看護をご利用頂く場合には、主治医の指示が必要となり、訪問看護指示書が訪問看護ステーションに提供されます。

2、事業者概要

事業者	有限会社　G		
事業所の名称	きらら訪問看護ステーション		
代表者氏名	刑部　登志子	指定番号	1367197213
主たる事業所			
住　　所	〒194-0037　東京都町田市木曽西 4 丁目 35 番地 41 号		
最寄の駅	神奈中バス木曽停留所より徒歩 3 分		
連　絡　先	Tel　0 4 2－7 9 4－2 2 5 5 fax 0 4 2－7 9 4－2 2 5 6		
サテライトステーション			
サテライト西新宿	〒160-0023	東京都新宿区西新宿 6-16-12	コーポ 寺前 703

3、きらら訪問看護ステーションの沿革

- ・平成 16 年 3 月 1 日 介護保険法の訪問看護事業者の指定を受ける
生活保護法の指定介護機関として指定を受ける
ヘルパーステーション 併設
ケアマネセンター 併設
- ・平成 18 年 4 月 1 日 介護保険法の予防訪問看護事業書として指定を受ける
生活保護法の指定予防介護機関として指定を受ける
- ・平成 24 年 2 月 1 日 サテライト相原を開設
- ・平成 24 年 9 月 サテライト西新宿を開設
- ・平成 28 年 8 月 1 日 サテライト相原がサテライト小山に移転
- ・令和 6 年 1 月 サテライト小山を閉所

4、職員体制

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1 名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 主たる事業所 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 2.5 名以上
サテライト西新宿 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 1 名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 1 名以上
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

5、営業日時のご案内

- 営業日 : 月曜日から土曜日まで（西新宿 月曜日から金曜日まで）
- 休日 : 日・祝祭日、年末年始（西新宿 土、日、祝祭日、年末年始 12/29～1/3）
- 営業時間 : 午前 9 時から午後 6 時まで

当ステーションは年間を通して 24 時間いつでも
連絡がとれる体制を設けております
(尚 西新宿は緊急対応体制ではありません)

6、(予防) 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状・障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 医師の指示の下、医療処置（褥創や創傷など）
- ・ 食事ケア・水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の支援
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 保険・福祉サービスなどの活用支援

7、ご利用料金等について

訪問看護にかかる費用			1 割負担		2 割負担		3 割負担	
①基本療養費 1 日	5,550	円	555	円	1,110	円	1,665	円
②管理療養費 初日	7,670	円	767	円	1, 534	円	2,301	円
③管理療養費 月の 2 日目以降	3,000	円	300	円	600	円	900	円
① ② 合計 (初日のみ)	13,220	円	1,322	円	2,644	円	3,966	円
① ③ 合計 (2 日以降×日数)	8,550	円	855	円	1,710	円	2,565	円

1、加算(月 1 回、初日に加える)								
24 時間対応体制加算 I	6,800	円	680	円	1,360	円	2,040	円
特別管理加算(重症者のみ)	2,500	円	250	円	500	円	750	円
特別管理加算 (気管カニューレ等使用者)	5,000	円	500	円	1,000	円	1,500	円
情報提供費	1,500	円	150	円	300	円	450	円
訪問看護ベースアップ評価料 I	780	円	78	円	156	円	234	円

2、加算(厚生労働大臣の定める疾病及び特別訪問看護指示期間の複数回訪問における加算)								
複数回訪問看護加算(1 日 2 回)	4,500	円	450	円	900	円	1,350	円
複数回訪問看護加算(1 日 3 回以上)	8,000	円	800	円	1,600	円	2,400	円

3、加算(必要なとき)								
退院時共同指導費(退院時)	8,000	円	800	円	1,600	円	2,400	円
特別管理指導加算	2,000	円	200	円	400	円	600	円
退院時支援指導加算(退院日)	6,000	円	600	円	1,200	円	1,800	円
在宅患者連携指導加算	3,000	円	300	円	600	円	900	円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	円	200	円	400	円	600	円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000	円	2,500	円	5,000	円	7,500	円
早朝・夜間加算	2,100	円	210	円	420	円	630	円
深夜加算	4,200	円	420	円	840	円	1260	円
緊急訪問看護加算 (月 14 日まで) (月 15 日目以降)	2, 650	円	265	円	530	円	795	円
	2, 000		200		400		600	
乳幼児加算 (厚生労働大臣の定める疾病の場合)	1, 300	円	130	円	260	円	390	円
	1, 800		180		360		540	
複数名訪問看護加算 (その他職員) (看護師等)	3,000	円	300	円	600	円	900	円
	4,500		450		900		1,350	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50	円	5	円	10	円	15	円

4.その他の料金(保険外)						
1.5 時間を越える長時間看護	2,000	円	(30分ごと)			
休日料金 (1 回)	30 分	2,000	円	60 分	3,500	円
ご遺体のお世話	15,000	円	処置セット代	2000	円	
4.訪問交通費(保険外)						
ステーションからの距離	2 km 以内	3 km 以内	4km 以内	5km 以内	6km 以内	6km 以上
1 回の訪問についての料金	200 円	300 円	400 円	500 円	600 円	実費
※緊急訪問看護加算のご利用者は、1 回 100 円の割引を致します。 (1 か月の割引の上限は 800 円とさせていただきます)						
※生活保護の方は、各保険者にご請求となりますので、上記の割引に関しては、対象外となります。						

令和 6 年 6 月 1 日現在

※ 指示書料 別途、主治医より請求あり (1 ヶ月～半年)

※ 各種保険のほか、公費負担医療制度もお取り扱いします

8、ご利用にあたってのお願い

- 各種保険証や医療受給者証の原本を確認させていただきます。内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

9、営業地域

○主たるステーション					○サテライト西新宿	
町田市		相模原市				新宿区
旭町		相生	1・2	由野台		中野区
小山田桜台		鵜野森	1・2	若松	1	渋谷区
金井	1丁目	大野台				
金井町	733～779	上矢部	4・5			
	3133	共和				
木曽西		古淵				
木曽東		鹿沼台				
木曽町		高根				
下小山田町	～355	西大沼	1・2・3			
	806～1212	東大沼	1・2			
	2631～	東淵野辺				
図師町		淵野辺				
忠生		淵野辺本町				
常磐町	3206～					
中町	2・4丁目					
根岸町						
野津田	～573					
	696～751					
	173～2457					
	315～3445					
本町田						
森野	2～6丁目					
薬師台	1・2丁目					
矢部町						
山崎町						

10、苦情のご相談

●担当窓口

TEL 042-794-2255

担当者

刑部 登志子

保険者	町田市	いきいき生活部 高齢者福祉課	042-724-2141
	八王子市	健康福祉部介護保険課	042-620-7416
	相模原市	高齢者政策課	042-707-7046
	新宿区	介護保険課（コールセンター）	03-3209-9999
東京都国民健康保険団体連合会		相談指導課	03-5326-0878
神奈川県国民健康保険団体連合会		介護保険課介護苦情班	0570-022-110

11、事故発生時の対応

- ① 速やかに利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 医師への報告・ケアマネへの連絡を行うと共に事故に際して採った処置を記録します。
- ③ 利用者様に対するサービス提供による賠償すべき損害が発生した際には損害賠償を速やかに行います。

12、虐待防止について

当事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定し委員会を定期的に開催しその結果について事業者にも周知徹底を図ります。

虐待防止等に関する責任者 管理者 刑部 登志子

- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 苦情解決体制を整備します。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

13、身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行わないことを方針とします。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他社の生命や身体に対して危険が及ぶことが考えられるときには、身体拘束適正化委員会において、事前に利用者・家族等に説明し、同意を得た上で次に掲げること留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由、様態等について記録を行います。また、事業者として居宅介護支援事業者等と十分に事象を検討し、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶこと

が考えられる場合に限りです。

- ② 非代替性・・・身体拘束以外に利用者本人または他者・身体に対して危険を防止できない場合に限りです。
- ③ 一時性・・・利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合には直ちに身体拘束を解きます。

1 4、業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

事業者は（予防）訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書の内容を説明いたしました。よって証するため、本書を2通作成し、利用者様・事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

尚、利用者様ご本人の判断能力に困難がある場合において、契約時に利用者様によってそのご家族、代理人、成年後見人等に立会い等をお願いする場合があります。

事業者 名称	有限会社 G	
訪問看護事業所名	きらら訪問看護ステーション	印
管理者	刑部 登志子	
所在地	町田市木曽西4丁目35番地41号	

私は、事業者より重要事項説明書の内容の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者（または代理人）

住所

氏名

印

1、個人情報保護のお取り扱いについて

当社は、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への居宅介護支援・（予防）訪問看護・（予防）訪問介護・（予防）通所介護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者様及び利用者様のご家族（以下「利用者様等」という）の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する当社の基本的姿勢

当社は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者様等の個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 当社が保有する個人情報の利用目的

当社は、居宅介護支援・（予防）訪問看護・（予防）訪問介護・（予防）通所介護の申し込み、又、各々のサービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、記録・台帳の作成等といった居宅介護支援・訪問看護・訪問介護・通所介護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者様等の個人情報は、各々のサービス提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- 学会、研究会等での事例研究発表
- 学生等の実習、研修への協力のため

3. 当社が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

有限会社 G
個人情報管理統括責任者 刑部 登志子
TEL 042-794-2255
E-Mail kango@kirara-g.jp

上記内容を確認し、個人情報の使用に関して同意いたします。

令和 年 月 日

ご本人署名

印

ご家族署名

印（ 続柄 ）

2、高齢者の虐待防止について

1. 定義

(1) 高齢者虐待とは

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が2005年11月1日に可決、成立し、2006年4月1日から施行されています。

このいわゆる高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者としたうえで、「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による高齢者虐待と定義しています。

<参考法令>

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第5条（高齢者虐待の早期発見等）

1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従業者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

第7条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(2) 高齢者虐待の類型 高齢者への虐待を次の類型に区分しています。

- ① 身体的虐待（暴行）
- ② 介護・世話の放棄・放任
- ③ 心理的虐待（著しい暴言・拒絶的な対応・心理的外相を与える言動）
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待（財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること）

2. 家庭における養護者による高齢者虐待への対応

(1) 市町村への通報等

① 高齢者虐待を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、市町村に通報しなければならない。

⑥ 上記①以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。

以上は町田市健康福祉部高齢者福祉課よりの指導であり、当社では高齢者虐待を発見した場合、関係機関に報告または連絡させていただきます。

24時間対応体制加算 I 同意書

きらら訪問看護ステーションを利用するに当たり、緊急時及び相談の窓口の一つとして、緊急時体制を利用します。

☐ 取り消し	令和	年	月	日
☐ 利用	令和	年	月	日

申込年月日 令和 年 月 日

利用者氏名 印

情報提供同意書

市に情報提供をすることに同意いたします。

はい いいえ

申込年月日 令和 年 月 日

利用者氏名 印

住所